

農業競争力強化基盤整備事業（公共）

【57,999（50,020）百万円】

対策のポイント

農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の整備等を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入等を推進します。また、農業水利施設の長寿命化や水路のパイプライン化等の整備など水利用の効率化・水管理の省力化を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・また、老朽化した旧来の水利システムでは、水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障が生じています。
- ・このため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入などの政策課題に応じた整備を行うとともに、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用の効率化・水管理の省力化、水利施設の安全性の向上により、農業の競争力を強化することが必要です。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））

<主な内容>

1. 農地の大区画化・汎用化及び水利施設整備等の推進（拡充）
担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地・農業水利施設の整備を実施します。
2. きめ細かな基盤整備、農業者の自力施工を活用した農地の簡易整備の推進
畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の整備、老朽施設の更新等を地域の実情に応じて実施します。
3. 水利施設の保全整備・合理化整備等の推進
老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施します。
また、農地の集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の農業水利施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図る水利システムを整備します。
4. 畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援（新規）
高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備に併せ、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を実施します。（詳細は別紙参照。）
5. 低コストな農地整備の実証（新規）
情報化施工を農地整備事業においてモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、実施に当たった課題等を分析・整理し、普及・推進方法等の検討を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進します。

農業競争力強化基盤整備事業のうち
農地の大区画化・汎用化及び水利施設整備等の推進（拡充）
〔農業競争力強化基盤整備事業（公共）〕

【57,999(50,020)百万円の内数】

対策のポイント

農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

<主な内容>（下線部は拡充内容）

担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、以下の農地・農業水利施設の整備を実施します。

1. 農地整備

【主な工種】

- ・区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備等

【主な採択要件】

- ・受益面積：20ha以上（中山間地域は10ha以上（中山間地域型、中山間傾斜農地型、畑地帯担い手育成型））
- ・担い手への農地集積率50%以上（中山間傾斜農地型は、担い手への農地集積率30%以上とし、高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上）等

【主な附帯事業】

- ・農業経営高度化促進事業（促進費）
都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大12.5%を交付
- ・中山間担い手育成支援事業
中山間傾斜農地型の実施地区において、中心経営体に対し、高収益作物の作付面積の増加割合に応じて事業費（中心経営体の受益農地分）の最大7.5%を交付

2. 草地畜産基盤整備

【主な工種】

- ・草地の区画整理、暗渠排水等

【主な採択要件】

- ・受益面積：200ha以上（中山間地域は100ha以上） 等

3. 水利施設整備

【主な工種】

- ・農業用排水施設整備等

【主な採択要件】

- ・受益面積：200ha以上 等

補助率：1／2等
事業実施主体：都道府県等

お問い合わせ先

1の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
2の事業	生産局飼料課	(03-6744-2399)
3の事業	農村振興局水資源課	(03-3502-6246)

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①調査計画

工 種：計画策定 等
 （農地整備計画の助成期間：2年）
 補助率：1/2

②整備事業

工 種：農地整備事業
 草地畜産基盤整備事業
 水利施設整備事業
 附帯事業：中心経営体農地集積促進事業
 （限度額：事業費の12.5%）
 中山間担い手育成支援事業
 （中山間傾斜農地型）
 等
 補助率：1/2等

農地整備事業（中山間傾斜農地型）

○中山間地域のうち、一定の傾斜がある水田地帯において、農地集積を進めることによるコストダウンに加え、高収益作物の導入を進めるための基盤整備を実施
 [採択期間：平成33年度まで]

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

中心経営体 集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算*	助成割合	集約化加算*
85%以上	8.5%	+4.0% (計12.5%)	2.2%	+1.0% (計3.2%)
75～85%	7.5%	+3.0% (計10.5%)	1.9%	+0.8% (計2.7%)
65～75%	6.5%	+2.0% (計8.5%)	1.7%	+0.5% (計2.2%)
55～65%	5.5%	+1.0% (計6.5%)	1.4%	+0.3% (計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合



大区画化のイメージ

2. 実施要件

- ①農地整備：受益面積20ha以上（中山間地域においては10ha以上（中山間地域型、中山間傾斜農地型、畑地帯担い手育成型））
 担い手への農地集積率50%以上（中山間傾斜農地型は、担い手への農地集積率30%以上、かつ、高収益作物の面積割合が一定以上増加） 等
- ②草地畜産基盤整備：受益面積200ha以上（中山間地域は100ha以上） 等
- ③水利施設整備：受益面積200ha以上 等

3. 実施主体

- ・都道府県 等

下線部は拡充内容

事業の概要

- 一定の傾斜がある水田地帯において、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の事業要件を50%以上から30%以上に変更。
- 高収益作物の導入に当たって土づくりや設備投資等の負担が生じることを考慮し、地域の農業を牽引する中心経営体を育成するための中山間担い手育成支援事業を追加。

1. 事業実施要件等

- 中山間地域で主傾斜1/100以上の農用地が50%以上
- 農地集積率30%以上等
- 高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上
- 受益面積：10ha以上 ○補助率：55%等
- 事業主体：都道府県
- 採択期間：平成29年度～平成33年度まで

2. 主な事業内容

- 農業生産基盤整備
 - ・区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設等
 - ・除礫、農用地造成、農地保全（追加）
- 農業経営高度化促進事業
下記参照

農業経営高度化促進事業の交付

【現行事業（中山間地域型等）】

- 地区の全受益地：①により支援

① 中心経営体農地集積促進事業

農地集積率に応じた事業費の最大12.5%を交付（現行事業と同じ）

中心経営体集積率	助成割合	
	基本	集約化加算 計
85%～	8.5%	+4% 12.5%
75～85%	7.5%	+3% 10.5%
65～75%	6.5%	+2% 8.5%
55～65%	5.5%	+1% 6.5%

※ 中山間地域における地元負担割合は、ガイドラインに依れば7.5%

【中山間傾斜農地型】

- 中心経営体の受益地：①又は②の大きい方により支援
- 上記以外の受益地：①により支援

② 中山間担い手育成支援事業（新規）

高収益作物の作付面積の増加割合に応じて事業費（中心経営体の受益地分）の最大7.5%を交付

中心経営体の受益面積に対する高収益作物の作付面積の増加割合	助成割合
+20%以上	7.5%
+15%以上+20%未満	6.0%
+10%以上+15%未満	4.5%
+5%以上+10%未満	3.0%

※ 中山間地域における地元負担割合は、ガイドラインに依れば7.5%

※ 高収益作物の作付は、麦・大豆等の戦路作物から優先して転換すること

農業競争力強化基盤整備事業のうち
きめ細かな基盤整備、農業者の自力施工を活用した農地の簡易整備の推進
[農業基盤整備促進事業（公共）]

【57,999（50,020）百万円の内数】

対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の整備、老朽施設の更新等を地域の実情に応じて実施します。

<主な内容>

1. きめ細かな基盤整備

農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施

- (1) 農地、農業水利施設、農作業道等の整備
- (2) 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- (3) 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等

2. 農業者の自力施工を活用した農地の簡易な整備

農業者の自力施工を活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置等の簡易な整備を実施

- (1) 農地（田・畑）の簡易な区画拡大
- (2) 標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）
- (3) 湧水処理
- (4) 末端の畑地かんがい施設整備
- (5) 客土（層厚10cm以上）
- (6) 除礫（深度30cm以上）

補助率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

- 我が国農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の簡易な整備については、**農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。**
- このため、**農地中間管理機構とも連携しつつ、きめ細かな農地・農業水利施設の整備を推進。**

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備 { 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全 }
- ・調査調整 { 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整 }
- ・指導 { 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等 }
- ・補助率：50% 等



老朽化した水路の整備



農作業道の整備

2. 実施要件

- ① 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成） ※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価【主なもの】	備考
田(畑)の区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	○は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +2万5千円/10a ○実施設計(外注) +1万5千円/10a
	トレンチャ 掘削同時埋設	10万円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	○は樹園地の場合
	客土	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 中心経営体に一定規模以上集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価を2割加算

3. 実施主体

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設の保全整備・合理化整備等の推進
[農業水利施設保全合理化事業（公共）]

【57,999（50,020）百万円の内数】

対策のポイント

水利用の効率化・水管理の省力化、水利施設の長寿命化を図り、農業の競争力を強化します。

<主な内容>

1. 農業水利施設等整備事業

農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化やゲートの自動化、また併せて行う区画整理等の合理化整備等を支援します。

2. 農地集積促進事業

土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援します。

3. 水利用再編促進事業

既存施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

補助率：1／2、定額等
事業実施主体：都道府県等
採択期間：平成30年度まで

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3502-6246）]

農業水利施設保全合理化事業

- 我が国農業の競争力を強化するため、担い手への農地集積、作物生産及び維持管理コストの低減等の推進が必要。
- しかし、老朽化した旧来の水利システムでは水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障。また、老朽化に起因する突発事故により、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害のリスクが向上。
- このため、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上により農業競争力を強化。

1. 事業内容

(1) 調査計画

- ・既存施設を効率的に活用するための調査・計画策定等
- 補助率：1/2、定額等

(2) 整備事業

- ・水利施設の補修・更新
- ・水位制御ゲートや水管理施設の整備
- ・水路のパイプライン化、また併せて行う区画整理、自動給水栓の設置等
- 補助率：1/2等

○実施要件：①農地利用集積促進計画の策定

②受益面積 20ha以上 等

- 附帯事業：中心経営体農地集積促進事業※
(都道府県、市町村、土地改良区等が事業主体となり、事業費の7.5%を限度として交付)

2. 実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等

3. 採択期間 平成30年度まで

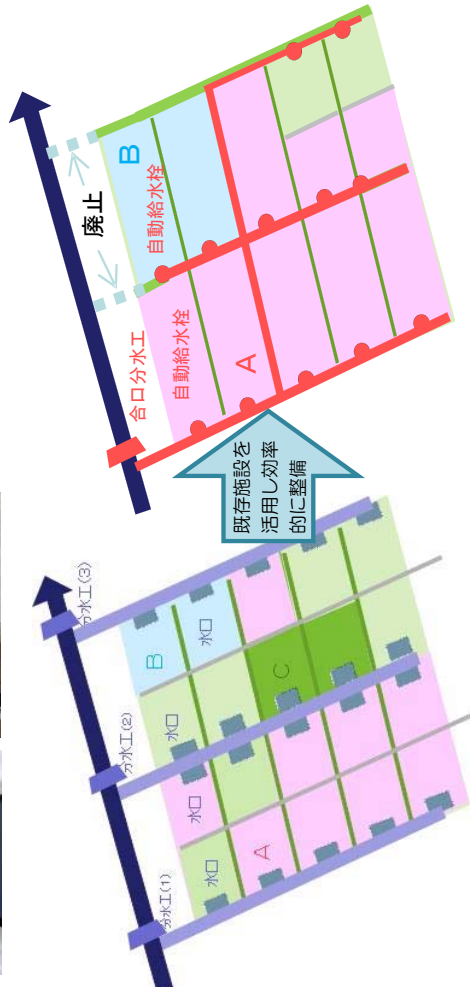
水利施設の老朽化、用水管理の省力化等の課題

(1) 調査計画

効率的に既存施設を活用するための調査・計画策定等

(2) 整備事業

補修・更新等の保全整備、パイプライン化・ゲート自動化等の合理化整備



※中心経営体農地集積促進事業に関わる助成割合

中心経営体集積率	助成率
75%以上	7.5%
65~75%	6.5%
55~65%	5.5%
45~55%	4.5%
35~45%	3.5%

農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設の保全整備・合理化整備等の推進
[水利施設整備事業（農地集積促進型）（公共）]

【57,999（50,020）百万円の内数】

対策のポイント

既存の施設を活用しつつパイプライン化やICT化等の整備を行うことにより、徹底した水管理の省力化を図ります。

<主な内容>

1. 農業水利施設等整備事業

水路のパイプライン化、水管理のICT化、ゲートの自動化等の水管理の省力化整備等への支援。

【採択要件】

- ・担い手への農地集積率 50%以上
- ・受益面積 20ha以上
- ・末端支配面積 5ha以上 等

2. 主な附帯事業

- ・中心経営体農地集積促進事業（促進費）

都道府県、市町村、土地改良区が事業実施主体となり、国営水利システム再編事業（農地集積促進型）及び水利施設整備事業（農地集積促進型）の実施地区を対象とし、中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大8.5%（最大12.5%[※]）を交付。

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

（ 補助率：1／2等
事業実施主体：都道府県等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 （03-3502-6246）]

水利施設整備事業（農地集積促進型）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、優れた経営感覚を備えた担い手の経営規模拡大を図ることが重要。
- 一方、開水路でかつ多くの給水口を有する従来型の水利システムは、担い手の規模拡大や生産性向上の制約要因となっており、担い手の水管理労力の軽減や適切かつ合理的な水配分を実現することが必要。
- このため、農地集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図る水利システムを整備することにより、高いレベルの農地集積・集約を推進。

1. 農業水利施設等整備事業

工種：パイプライン化、水管理のICT化等の省力化整備等

- 実施要件：① 農地集積率50%以上
 ② 受益面積20ha以上
 ③ 末端支配面積5ha以上 等

実施主体：都道府県

補助率：1/2等

2. 主な附帯事業

附帯事業：中心経営体農地集積促進事業

対象事業：国営水利システム再編事業（農地集積促進型）

水利施設整備事業（農地集積促進型）

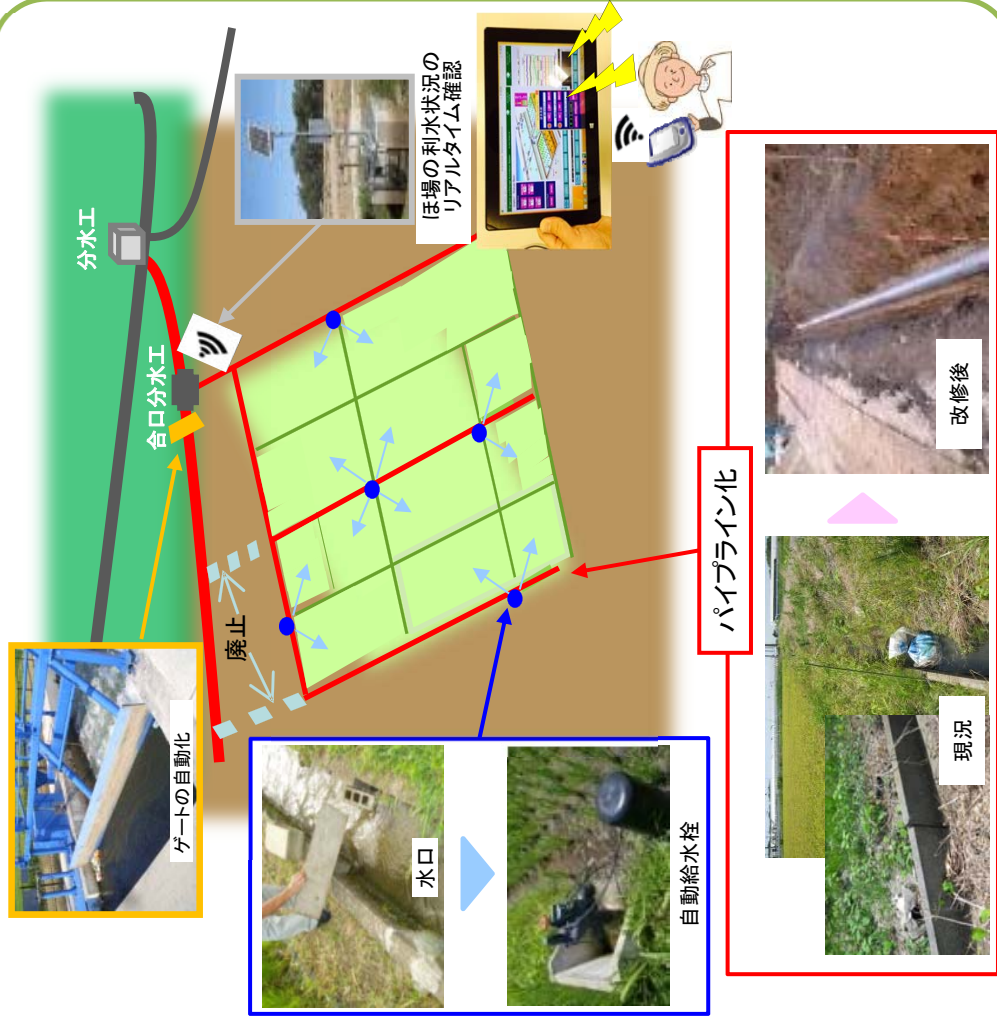
実施主体：都道府県、市町村、土地改良区

補助率：1/2等

助成割合：

中心経営体 集積率	国営水利システム再編事業（農地集積促進型）		水利施設整備事業（農地集積促進型）	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+1.9%（計10.4%）	8.5%	+4.0%（計12.5%）
75～85%	7.5%	+1.6%（計9.1%）	7.5%	+3.0%（計10.5%）
65～75%	6.5%	+1.3%（計7.8%）	6.5%	+2.0%（計8.5%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）	5.5%	+1.0%（計6.5%）

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合。



農業競争力強化基盤整備事業のうち
低コストな農地整備の実証（新規）
〔低コスト農地整備推進実証事業（公共）〕

【57,999百万円の内数（-）】

対策のポイント

I C Tを活用する情報化施工を農地整備事業においてモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、実施に当たっての課題等を分析・整理した上で、普及・推進方法等の検討を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国の農業の競争力を強化するため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進しているところですが、限られた予算を一層効率的に活用する観点から、整備コストの低減を図りつつ、基盤整備を実施していくことが重要です。
- ・I C Tを活用する情報化施工は、高効率・高精度な施工を実現するものであり、作業員の高齢化や人員不足等への対応も踏まえ、農業農村整備事業においても積極的に実施していくことが必要です。
- ・このため、都道府県が行う農地整備事業において情報化施工をモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、課題等を分析・整理した上で、普及・推進方法等の検討を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進します。

<主な内容>

1. 情報化施工の効果や課題の分析・整理等

労務費の低減や工期短縮、安全性の向上、営農面への活用など情報化施工の効果の把握、課題の抽出や、情報化施工のデータや設備を営農に活用するために必要となる取組を支援します。（2地区、1年間）

補助率：定額
事業実施主体：都道府県

2. 情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討

都道府県が実施する情報化施工に対する指導・助言や調査・検討結果等のとりまとめ、情報化施工の横展開を図る手法の検討に対して支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

低コスト農地整備推進実証事業(新規)

- ICTを活用する**情報化施工**は、**高効率・高精度な施工を実現**するものであり、**作業員の高齢化や人員不足等への対応**も踏まえ、**農業農村整備事業においても積極的に実施**していくことが必要。
- 都道府県が行う農地整備事業において**情報化施工をモデル的に実施**し、その**効果を実証**するとともに、**課題等を分析・整理**した上で、**普及・推進方法等の検討**を行い、**低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進**。

1. 事業内容

①: 情報化施工の効果や課題の分析・整理、営農への活用

○ 助成内容

- ・情報化施工の効果の把握や課題の抽出、営農面への活用等の調査・検討に要する経費
- ・情報化施工によるデータや設備を営農に活用するために必要な経費
(GNSSアンテナ網や附帯設備(GNSS対応の自動制御機のリース)の試験導入など)

【限度額: 10,000千円/地区】

②: 情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討

○ 助成内容

- ・情報化施工の実施に対する指導・助言に要する経費
- ・都道府県の調査・検討結果等の整理、効果の検証に要する経費
- ・横展開を図る手法の検討及び成果のとりまとめに要する経費

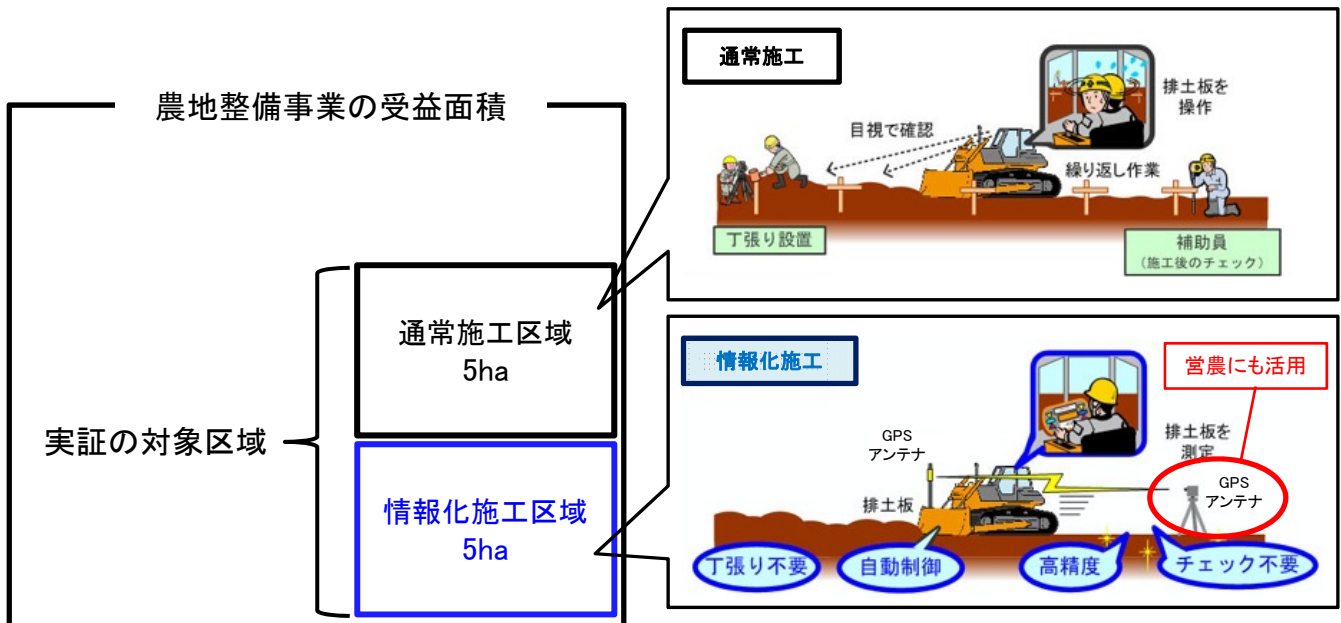
【限度額: 20,000千円】

指導・助言

データ等の共有

○ 情報化施工を5ha実施する場合のイメージ

※ 対象とする情報化施工は、GNSS (GPS) による3D測位データを施工機械の制御に活用する区画整理等の工程



2. 実施主体

①については、**都道府県**

②については、**民間団体**

3. 実施要件

- 都道府県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）を実施中の区域内であること
- 情報化施工の取組面積を5ha以上とし、対照区として同面積の通常施工区域を設けること
- 本事業で導入した情報化施工によるデータや設備を営農等に活用し、そのデータ等の提供を3年以上継続すること

※ GNSS(Global Navigation Satellite System)とは、米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、日本の準天頂衛星(QZSS)など、それぞれの国や地域が構築している測位衛星とそれらを補完する静止衛星システムの総称

農村地域防災減災事業（公共）

【50,827（50,768）百万円】

対策のポイント

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

<背景/課題>

- ・ 安定的な農業経営や安全・安心な農村生活を実現するためには、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、農村地域全体における災害対策上の課題を整理した上で、**地域の実情に即した整備を実施することが重要です。**
- ・ また、全国各地で発生するおそれのある多様な災害に対して、緊急性や重要性の観点から**優先度に応じて事業を推進する必要があります。**
- ・ このため、**総合的な防災減災計画に基づき対策を実施し、効果的に農業生産の維持や農業経営の安定、環境保全を図り、災害に強い農村づくりを推進します。**

政策目標

- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積
（農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度））
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合
（約5割（平成27年度）→ 10割（平成32年度））

<主な内容>（下線部は平成29年度予算における拡充内容）

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定とそのために必要な耐震性等の調査、地域排水機能強化計画の策定等（二次災害が想定される施設の調査計画については定額助成（平成30年度まで））

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- （1）自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備（ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等）、ため池の廃止、湛水防除、地すべり対策（長寿命化計画に基づく対策等）、農村防災施設の整備、施設の耐震整備、豪雨対策（総合的な地域排水機能の強化）等）
- （2）施設の防災機能を適切に維持するための長寿命化対策の実施

3. ため池の管理体制の強化（体制整備事業）

ため池における災害の発生を未然に防止するために必要な監視・管理体制の強化、緊急的な防災対策、二次被害が想定されるため池の廃止、整備を進めるために行う権利関係の調整等

補助率：1/2、55%、定額等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

【お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2210）】

- 農村地域の総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて各種防災・減災対策を一体的に推進。
- 地域が主体となって排水機能強化計画を策定し、既存施設の部分改修などにより土地改良施設を効率的かつ効果的に整備することによって、地域排水機能を総合的に強化。
- 長寿命化計画に基づき、老朽化した地すべり防止施設を計画的に補修・更新し、トータルコストを低減。

1. 事業内容

① 計画の策定（調査計画事業）

耐震照査、計画策定 など
 【補助率】1/2、定額（平成30年度まで）
ため池堤体の調査 →



② 農業用施設等の整備（整備事業）

ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等）、湛水防除、地すべり対策 など
 【補助率】1/2、55% 等



土地改良施設における豪雨対策の追加

既存施設の部分改修など、効率的かつ効果的な整備により、地域排水機能を総合的に強化

地すべり対策の拡充

長寿命化計画に基づき、老朽化した地すべり防止施設を計画的に補修・更新

改修前



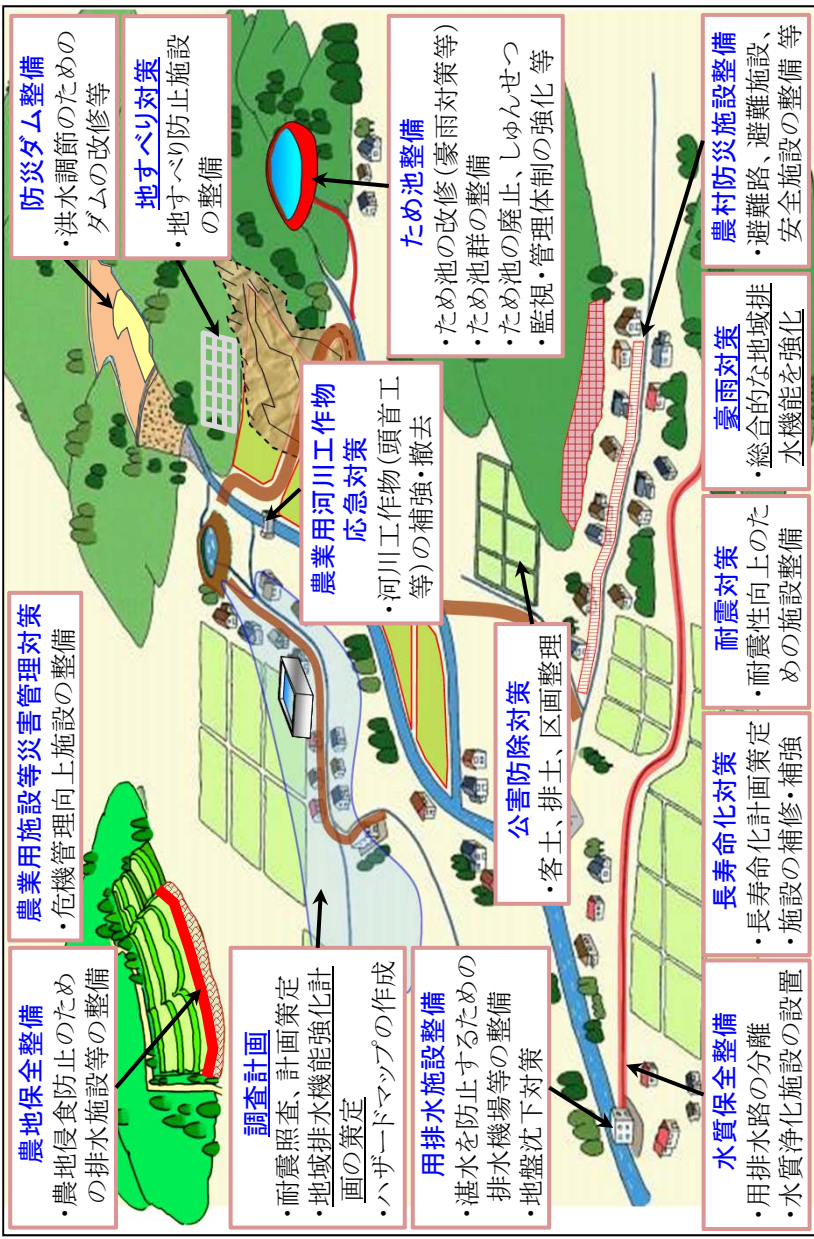
改修後



③ ため池の管理体制の強化（体制整備事業）

ため池の監視・管理体制の強化、二次被害が想定されるため池の廃止 など
 【補助率】1/2、55%、定額
技術習得のための研修 →

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



2. 実施要件

- ① 農村地域防災減災総合計画に位置付けられていること など
- ② ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等）は受益面積2ha以上かつ総事業費5,000万円以上 など
- ③ 防災重点ため池かつ受益面積2ha以上で、整備事業の実施地区又は整備計画を策定する見込みがあること など

3. 実施主体

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 土地改良区等

総合的な地域排水機能の強化 — 農村地域防災減災事業（拡充） —

1. 趣 旨

近年、過去に経験のない豪雨が増加しており、排水機場等の土地改良施設が被災して機能を喪失することなどにより、農地や農業用施設のみならず、周辺の住宅や公共施設等にも甚大な被害が発生することが懸念されている。

このため、地域が主体となって豪雨に対する脆弱性を補うための排水機能強化計画を策定し、既存施設を活かして効率的かつ効果的に土地改良施設の整備を実施することにより、地域排水機能を総合的に強化して、災害による被害の最小化を図る。

2. 事業内容等

(1) 事業内容

① 調査計画事業（地域排水機能強化計画策定）

施設の機能を評価するための調査等を踏まえ、既存施設を活かした地域の総合的な排水機能を強化する土地改良施設の整備方針をとりまとめ、地域排水機能強化計画を策定

② 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業）

地域排水機能強化計画に基づき、地域排水機能を強化する土地改良施設の整備を実施

(2) 採択要件

① 調査計画事業（地域排水機能強化計画策定）

豪雨による被害が生じた場合に人命や財産等への影響が大きい地域で、土地改良施設豪雨対策事業により一体的に地域排水機能強化対策を実施することが見込まれる施設等

② 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業）

地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

イ 防災受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上のもの

3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体

① 調査計画事業（地域排水機能強化計画策定） : 都道府県又は市町村

② 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業）
: 都道府県又は市町村

(2) 補 助 率

① 調査計画事業（地域排水機能強化計画策定） : 1/2、定額

② 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業） : 1/2、55%等

4. 平成29年度予算額（平成28年度予算額）

農村地域防災減災事業 50,827（50,768）百万円の内数

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2210）]